

恵那市議会委員会行政視察報告書

1. 委員会名 総務文教委員会
2. 視察年月日 平成27年7月7日から平成27年7月9日まで3日間
3. 視察委員名 畑村眞吾、近藤純二、中嶋元則、安藤直実、堀井文博、堀 誠
4. 随行者 議会事務局書記 梶村一之
5. 視察地及び視察事項の概要

月日	視察地	視察事項の概要
7月7日	愛知県豊川市役所 【ファシリティマネジメント（施設とその環境を総合的に企画、管理、活用する経営活動）について】	別紙のとおり
	愛知県田原市役所 【学校の再編について】	
7月8日	石川県羽咋市役所 【空き家の有効活用支援】	
7月9日	大阪府高石市役所 【議会災害対策会議設置要綱について】	

上記のとおり報告します。

平成27年9月25日

恵那市議会総務文教委員会

委員長 畑村 眞吾

恵那市議会議長 堀 誠 様

1. 愛知県豊川市役所 【ファシリティマネジメント（施設とその環境を総合的に企画、管理、活用する経営活動）について】

1) 視察の目的

恵那市では、市が保有する土地や建物、設備などの公共資産について、効率的な施設運営を推進するため、ファシリティマネジメントの導入と推進を、第二次恵那市行財政改革行動計画の項目に加え、施設白書の作成などを行ってきた。

豊川市では平成 27 年 3 月に豊川市公共施設適正配置計画策定委員会による適正配置計画（案）の答申が行われ、6 月には適正配置計画を策定した。今後恵那市においても同様の計画を策定する必要があるため、策定委員会による計画の策定の過程や、今後の取り組みについて視察を行った。

2) 調査事項・概要

豊川市ファシリティマネジメント推進基本方針（平成 24 年 3 月）

平成 23 年度に公共施設を所管する各課で構成する「豊川市ファシリティマネジメント推進基本方針策定委員会」を設置し、「ファシリティマネジメント」の手法を導入・活用する方策等を検討し、平成 24 年 3 月に「豊川市ファシリティマネジメント推進基本方針」として取りまとめた。

推進に向けた取組み方法・・・（１）施設台帳の整理、データベース化（２）施設保全管理システムの導入（３）保有財産の最適化（４）保有財産の利活用（５）維持管理コストの最適化（６）施設の長寿命化（７）組織体制の構築

豊川市公共施設白書を作成（平成 24 年 3 月）

市全体の人口・世帯状況、財政状況、資産状況を概観したうえで、将来の公共施設の修繕・改修・建て替えについてのコストシミュレーションを行い、用途ごと、施設ごとに利用状況、運営状況及び劣化状況を「見える化」するため、施設白書を作成した。公共施設の実態を横断的に把握し、今後の公共施設のあり方を検討する際の資料として活用する。

豊川市公共施設の削減目標及び用途別における施設の方向性を策定（平成 26 年 3 月）

公共施設の詳細な利用状況（空きスペース、施設稼働率、コスト情報等）と課題を分析するとともに、中学校区別の施設状況、平成 25 年 7 月に実施した「公共施設の利用状況及び施設のあり方」に関する住民アンケート結果を踏まえた施設評価を実施し、公共施設全体の適正配置に向けた削減目標を定めるとともに、公共施設適正配置計画に向けた取組の基本方針を策定した。

豊川市公共施設適正配置計画を策定（平成 27 年 6 月）

平成 27 年 3 月に、平成 26 年 7 月から 6 回にわたる豊川市公共施設適正配置計画策定委員会による討議を重ね、公共施設の老朽化に伴う統廃合、機能や利用圏域の重複する施設の多機能化・複合化を推進するための実施プランなどを定めた豊川市公共施設適正配置計画（案）の答申が行われ、平成 27 年 6 月に豊川市公共施設適正配置計画を策定した。

豊川市公共施設適正配置計画の内容

公共施設の縮減目標・・・今後 50 年間の年平均のトータルコストの縮減目標 43%、保有面積の縮減目標を 50 年間で 30%とする。

基本方針・・・(1) 保有総量の縮減、(2) 長寿命化。

今後 10 年間の重点取組

- (1) 市全体の行政サービスの見直しと庁舎の機能集約・施設転用。
- (2) 機能重複するコミュニティ施設の集約・統廃合。
- (3) 人口減少に伴う学校教育施設等の総量縮減と多機能化の推進。

2つの横断戦略

- (1) 見える化・見せる化による問題意識の共有。公共施設適正配置計画ニュース、マンガでわかる公共施設適正配置の作成。
- (2) 市民・民間事業者との連携による効率的・効果的な施設管理。

先行事業

- (1) 庁舎機能の集約化・再配置による市民サービスの充実と行政機能の強化。支所庁舎を転用もしくは廃止する。
- (2) 地域特性や住民ニーズに合った魅力あるコミュニティ施設複合拠点の形成。中学校区を基本として、施設を集約する。
- (3) 小中学校の地域開放・多機能化による学校を中心とした地域の拠点づくり。空教室にコミュニティ施設を導入。
- (4) 小坂井エリア、音羽エリア、御津エリア3地区の施設再編プロジェクト。

3) まとめ

豊川市では、適正配置計画策定委員会の進捗状況をニュース紙として各支所に配布することや、計画の必要性について、「マンガでわかる公共施設適正配置」を全戸配布するなど、市民に分かりやすい方法で周知していた。

計画の内容は、地域の全ての公共施設に関して地域ごとに分析をし、50年先まで見据えたものであった。

計画の推進については、施設が複合化することにより市民サービスが向上すると説明しているが、デメリットについては計画には掲載しておらず、今後市民とどのようにデメリットを共有し、解決していくのが課題と感じた。

恵那市においても、人口減少による施設維持管理費の数値を将来に渡ってしっかり示していく中で、行政主導の元に提案をしながら、地域の意見を聞き、指定管理の在り方なども踏まえて、計画を策定する必要を感じた。



▲豊川市役所における視察の様子



▲マンガでわかる公共施設適正配置

2. 愛知県田原市役所 【学校の再編について】

1) 視察の目的

恵那市では幼年人口減に伴う児童生徒の減少により、学校の小規模化が進む傾向にあり、複式学級を余儀なくされる学校もある。この問題の対策として、平成 21 年 12 月に「小規模教育検討委員会からの報告書」がまとめられ、平成 26 年度には「恵那南地区中学校あり方検討委員会」を設置し、9 ヶ月で 9 回に渡る検討を経て提言がなされた。現在この提言に基づき、恵那南地区中学校再編委員会を設置し、学校統合の時期、場所について審議を行っている。

田原市は平成 26 年 12 月に田原市小中学校の再編に向けて学校全体配置計画を策定した。学校全体配置計画の策定の過程や、策定後の統合の状況、今後の取り組みについて視察を行った。

2) 調査事項・概要

小中学校の「再編基本方針」を策定（平成 25 年 4 月）

平成 18 年 10 月に教育委員会から田原市教育問題研究会へ「小学校の適性規模・適性配置の基本的な考え方」について諮問を行い、平成 19 年に答申を受けた。その後、保護者会や校区会長などに説明を行い、平成 25 年 4 月に小中学校の「再編基本方針」（第 1 次方針）を策定した。

再編基本方針（第 1 次方針）

- （1）児童生徒の生命・安全を守るため、津波被害に対処する小中学校の防災対策を推進する。
- （2）適正規模・適正配置については、「小学校は 6 学級から 18 学級を基本とし、学校全体の児童数 120 人以上（1 学級平均 20 人以上）、中学校は 6 学級から 18 学級を基本とし、学校全体の生徒数 120 人以上（1 学級平均 20 人以上）を適正規模とし、包含する小学校を少なくとも 2 校以上とする。」ことを基本とする。
- （3）小中学校の配置については、地域からの意見を十分に尊重して進める。

各校区で「学校を考える会」等を設置

- 平成 25 年 3 月 「六連校区学校を考える会」を設置
- 平成 25 年 3 月 野田校区で「学校問題検討委員会」が発足
- 平成 25 年 8 月 「泉校区学校を考える会」を設置
- 平成 25 年 12 月 「和地小学校・堀切小学校・伊良湖小学校統合準備委員会」が発足
- 平成 26 年 1 月 「若戸小学校を考える会」を設置
- 平成 26 年 5 月 「野田中学校統合準備委員会」が発足
- 平成 26 年 6 月 「高松小学校を考える会」を設置
- 平成 26 年 8 月 「田原南部小学校を考える会」を設置

学校全体配置計画（第 2 次方針）を策定（平成 26 年 12 月）

小中学校の小規模校化を解消するため、地元と話し合いを重ね、学校全体配置計画を平成 26 年 12 月に策定した。

学校全体配置計画（第 2 次方針）

- （1）小学校 20 校を 11 校、中学校 7 校を 4 校に再編し、市内 27 校を 15 校とする。
- （2）計画期間は、平成 27 年度から平成 36 年度までの 10 年間とし、前半 5 年を第 1 期、後半 5 年を第 2 期として計画的に学校再編を進める。

第1期【平成27年度～平成31年度】

小学校（和地・堀切・伊良湖・六連）

中学校（伊良湖岬・野田・泉）

第2期【平成32年度～平成36年度】

小学校（大草・田原南部・高松・若戸・亀山・清田）

（3）学校再編に当たっては校区単位を原則とし、隣接する学校への再編を基本として当該校区での十分な協議を基に進める。

（4）「学校全体配置計画」を基にして市民と意見交換を重ね、協働して新しい田原の教育環境の整備を進める。

現在の統合の状況

平成27年度 和地、堀切、伊良湖の3小学校を統合し、伊良湖岬小学校を開校。

平成28年度 野田中学校を田原中学校へ統合予定。

3) まとめ

合併後の学校再編はどの自治体も抱える問題であり、田原市においても同様であった。田原市は、小中学校の統合を同時期に進める詳細な統廃合計画を作成しており、時間をかけ、段階を踏んで進めていた。

地域への説明には、校区会長などに何度も足を運び、理解を得る時間を作っていた。また、住民やPTAには10人程度の中人数でグループトークの手法を取り入れながら、「思い」や「意見」を具体的に話してもらうような場を作っていた。

恵那市としての今後の進め方は、どこの学校と学校が統合すべきなのか、今後何年までに統合するのか、場所はどこにするのかなど、方針をはっきり地域に示すべきである。市側から再編に向けての提案を具体的に出さないと、議論は進まないもので、選択肢を上げ、統合策を提案し、率直に意見をもらうことが重要である。

また、集団学習が良いこと、子どもの安心安全、経済負担のないバス通学の提案、バス通学表の提示、部活動の充実が実感できること、教育環境の変化を説明し、保護者の心配を軽減させる対応が必要である。

学校の再編は、子ども達の学習環境を優先して考え、子どもの数が減る中で、先を見据えて進める必要がある。今後は統合後の施設利用についても議論が必要となると感じた。



3. 石川県羽咋市役所【空き家の有効活用支援】

1) 視察の目的

恵那市では、人口減少対策の一環として市役所内に「恵那暮らしサポートセンター」を設置し、移住・定住相談窓口や空き家バンクの運営を行っている。また、東京、大阪、名古屋などでセミナーを開催し、恵那市への移住定住のPRを積極的に行っている。さらに、空き家改修補助金制度（2分の1、限度額100万円）や、新築住宅を取得し市外から転入した方を対象に、定住奨励金制度（25万円、義務教育以下の世帯員がいる場合、1人につき5万円を加算）など、移住定住支援策を行っている。

羽咋市では空き家対策として、空き家入居世帯支援、空き家情報バンク利用促進事業、新婚子育て世帯への補助などを行っている。さらに当市における制度を充実するために、様々な事業を実施している羽咋市を視察した。

2) 調査事項・概要

定住促進家賃補助制度

羽咋市の民間賃貸住宅に入居される、子育て中または新婚世帯（市外からの転入者）に家賃の一部を補助する。また平成27年4月より新たに、空き家情報バンク登録物件に入居される方も助成対象になる。

【新婚・子育て世帯】

補助額と対象期間 1世帯当たり月額3千円（地域商品券）を1年間補助する。

対象者（以下の項目すべてに当てはまる方）

- （1）市外から転入後1年以内の方（夫婦どちらか一方でも可）
- （2）羽咋市の民間賃貸住宅に入居した方。
- （3）中学3年生以下の子どもを扶養している子育て世帯、又は婚姻してから1年以内で夫婦の年齢が共に40歳未満の新婚世帯の方。
- （4）市税等の滞納がない方。

【空き家入居世帯】

補助額と対象期間 1世帯当たり月額7千円（地域商品券）を1年間補助する。

対象者（以下の項目すべてに当てはまる方）

- （1）羽咋市空き家情報バンクに登録されている物件に入居した方。
- （2）市税等の滞納がない方。

平成27年度 住まいづくり奨励金交付制度

平成27年4月1日より子育て世帯を支援するため、転入者および市内在住者の新築住宅の取得に対して奨励金を交付している。

対象者

- （1）転入者：工事請負契約日（購入の場合は売買契約日）において、次のアまたはイのいずれかに該当し住宅の所有者になる方。
 - ア. 他の市町村に継続して5年を超えて住所を定めている方。
 - イ. 羽咋市に住所を定めている方で、他の市町村に継続して5年を超えて住所を定めた後、転入し5年以内の方。
- （2）市内在住者：工事請負契約日（購入の場合は売買契約日）において、羽咋市に住所を定め

ており、住宅の所有者になる方。ただし、上記の「転入者イ」に該当する方は除く。

奨励金の額

A型（転入者 市内業者施工）：限度額40万円

B型（転入者 市外業者施工）：限度額20万円

C型（市内在住者 子育て世帯）：限度額10万円

※子育て世帯には、10万円がさらに加算される。（C型は除く）

※20万円までは地域商品券で支給し、残りは現金支給となる。

空き家リフォーム再生事業・空き家情報バンク利用促進事業

平成27年4月1日から、空き家に対する助成事業を実施。

【空き家リフォーム再生事業】

空き家のリフォームや購入に対する助成。

〈リフォーム助成〉 ・市内施工業者 最大50万円 ・市外施工業者 最大20万円

〈購入助成〉 ・転入者 最大50万円 ・市内在住者 最大20万円

【空き家情報バンク利用促進事業】

空き家を仲介し契約が成立した場合に不動産業者に助成。

・市内在住者による契約成立 2万円 ・転入者による契約成立 5万円

羽咋駅東分譲地

建設物等に関する基準や、住み良い住環境づくりについて協定を定め、締結した場合「まちづくり協定奨励金」が支給される。

転入者・・・最大380万円

市内在住者・・・最大300万円

（1）まちづくり協定奨励金 250万円

（1）まちづくり協定奨励金 250万円

（2）住まいづくり奨励金 最大40万円

（2）子育て世帯加算金 10万円

（3）子育て世帯加算金 10万円

（3）住宅太陽光設置助成 最大40万円

（4）住宅太陽光設置助成 最大80万円

3) まとめ

羽咋市の取り組みは、定住、移住、子育て支援策が充実しており、空き家活用とリンクされていた。また、地域商品券を補助に活用していることや、新築住宅の取得に対して、市内在住の子育て世帯にも補助を出していることなどが、羽咋市独自の取り組みであり、今後の参考になると感じた。

空き家に関する事業は、自治体ごとで様々な活動をしているが、拡充する事業と廃止する事業のメリハリを付けて進めるべきである。今後は、リニア開業に向け、移住者向けに準備をしていく必要を感じた。また、空き家対策特別措置法の施行に伴い、宅地としての活用を地主に呼びかける必要がある。これらの取り組みは自治体単独で進めるだけでなく、国へ制度改正や財源措置を求めていく必要があると感じた。



▲羽咋市役所における視察の様子

4. 大阪府高石市役所【議会災害対策会議設置要綱について】

1) 視察の目的

東日本大震災以降、我が国の災害対策は大幅な見直しを余儀なくされ、国、地方公共団体では法制の見直しや、防災基本計画の見直しなどに取り組んでいる。しかし、地方議会の取り組みはあまり進んでいないのが現状である。

恵那市においても、災害に対して自主防災活動など各種取り組みを行っているが、恵那市議会として独自の取り組みが行われていない。

高石市議会では、災害が発生したときの議会の対応を明確化するため、平成 26 年 9 月に議会災害対策会議設置要綱を策定した。そこで、要綱の策定の過程や今後の取り組みについて視察を行った。

2) 調査事項・概要

高石市議会災害対策会議設置要綱の策定

大規模災害時における市議会の対応について、「市議会における災害時の対応に関する調査特別委員会」において、「高石市議会災害対策会議設置要綱」、「高石市議会災害対策対応指針」、「大規模災害の時に開く手帳」を策定し、平成 26 年 9 月 11 日に施行した。

高石市議会災害対策会議設置要綱（概要）

- (1) 設置要綱趣旨→高石市議会災害対策会議の設置に関し必要な事項を定めるもの。
- (2) 高石市議会災害対策会議の設置→災害対策会議を設置した場合は市長に通知する。
- (3) 組織構成→組織メンバー以外の議員は地域の被害状況等把握に努める。
- (4) 事務内容→市災害対策本部と連携、要望活動等の集約。
- (5) 議会事務局の役割→事務の補佐、会議録の策定など。

高石市議会災害対策対応指針（概要）

- (1) 基本方針→市災害対策本部への協力と連携や要望活動。
- (2) 災害時の対応の基本方針→議会、議長、議員のそれぞれの役割。
- (3) 初動期、災害発生時の対応→会議中の避難誘導・議員の対応・議会の対応「災害対策会議の設置」。
- (4) 参集又は活動時の留意事項→服装、携行品等、緊急措置、被害状況、情報収集など。
- (5) 初動期経過後の対応→議会事務局への連絡、情報収集・要望事項等の集約と会派等への報告など。

大規模災害の時に開く手帳（概要）

- (1) 大規模災害時の対応→災害時の行動指針（側面支援の原則・議員の行動・災害対策会議）。
- (2) 各地域の避難場所一覧。
- (3) 高石市災害対策本部の体系。
- (4) 関係連絡先一覧。
- (5) その他資料→要綱・指針・避難ビル位置図。

策定の経緯（市議会における災害時の対応に関する調査特別委員会の活動）

- 平成 26 年 3 月 12 日・・・市議会における災害時の対応に関する調査特別委員会を設置。
- 平成 26 年 3 月 26 日・・・協議の進め方、管外行政調査について協議。
- 平成 26 年 4 月 22 日、23 日・・・管外行政調査（市原市）、（三井化学株式会社市原工場）。
- 平成 26 年 4 月 28 日・・・先進都市の取り組み報告と作成資料等の協議。
- 平成 26 年 5 月 19 日・・・災害対策対応指針等の素案の協議。
- 平成 26 年 5 月 23 日・・・改選に伴う正副委員長選挙。
- 平成 26 年 7 月 18 日・・・災害対策会議設置要綱等の決定（案）。
- 平成 26 年 9 月 11 日・・・定例会において委員長報告（要綱、指針、手帳の公布）。

避難訓練の実施

平成 26 年 11 月 5 日に大規模災害に伴う避難訓練を市の訓練と合わせて実施した。

訓練では各議員が災害対策対応指針等に基づき、十分意識を持った訓練が実施された。適宜安否確認をショートメールで対応するなど、スムーズな訓練、対応が行われた。事務局においての確認受付対応と災害対策会議とのスムーズな連携、段取りが課題であった。

3) まとめ

高石市では、阪神淡路大地震の経験、南海地震の対策、東日本大震災を踏まえて、災害の取り組みが進んできたと感じた。非難訓練では、安否確認の訓練をしっかりと行っていた。また、議会が対応すべきことを要綱にまとめ、災害時の手帳を作成しており、緊急時に議会として成すべき事が明確に確認できる体制であった。

災害対策会議については、大規模災害という緊急時に市と議会の 2 つの対策本部が立ち上がるので、その間の情報共有をどのようにスムーズに行うのが、今後の課題である。議員は、地元市民として災害現場で対応することが優先されるので、災害対策会議は災害発生直後よりも、落ち着いてから開催したほうがよいと感じた。



▲高石市役所における視察の様子



▲高石市役所玄関前での集合写真